

公募型プロポーザル実施に係る通知書

令和7年10月 1日

佐世保市長 宮島 大典

公募型プロポーザルを行いますので、下記のとおり通知します。

記

- 1 業務名 佐世保公園アーバンスポーツパーク
(スケートボードエリア) 整備事業に係る設計・施工業務
- 2 業務期間 契約締結日 ～ 令和9年3月31日
- 3 業務概要
本市では、令和4年に「佐世保市スポーツ推進計画」を策定し、4つのビジョンを掲げて推進を図っている。そのうち、ビジョン1「スポーツ×地方創生」では、佐世保らしいスポーツとして「3x3」や「スケートボード」を位置づけている。アーバンスポーツの活用を通じて、まちの賑わいの創出や交流人口増加につながるよう、積極的に取り組みを進めている。
本業務は、佐世保公園にアーバンスポーツの拠点となるアーバンスポーツパーク(スケートボードエリア)の設計及び施工することを目的とする。
- 4 要求水準書のダウンロード
参加を希望される方にパスワードを交付しますので、パスワード発行申込書を巻末に示す佐世保市担当者宛にメールで送付してください。パスワード通知書を送付しますので、佐世保市ホームページ内「佐世保市からの調達情報掲示板一覧」から要求水準書のファイルをダウンロードし、パスワードを入力のうえ要求水準書を受領してください。

※「佐世保市からの調達情報掲示板一覧」掲示場所：佐世保市ホームページ内(左側)の「事業者の方へ」⇒「佐世保市からの調達情報掲示板一覧」
- 5 再委託の可否 可 否
再委託を申請される場合は再委託申請書を提出してください。
再委託は佐世保市が許可した範囲に限ります。すべての業務を再委託することはできません。
また、プレゼンテーション時に再委託部分についての説明を行ってください。
再委託申請書は、契約締結後速やかに提出し、許可を受けてください。
- 6 契約上限価格
本プロポーザルにおける契約額の上限は下記のとおりとします。提案額が下記の額を超過した場合は失格とします。
金144,870,000円(消費税及び地方消費税を含む)

7 参加者の構成

i 参加者

参加者は、本事業に参加する単独企業又は特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）とし、本事業の各業務にあたる者により構成される。

ii 構成員

構成員とは、本事業の設計、施工、工事監理の各業務にあたる者とし、別紙6共同企業体構成表への明示を求めることとする。

iii 代表企業

参加者は構成員の中から代表となる者を代表企業として定める。当該代表企業が応募手続等の窓口を行うこととする。

iv 留意事項

ア 同一企業が複数の共同企業体の構成員となること、同一企業が単独で参加し、かつ共同企業体の構成員となることは認めない。

イ 参加申請書等の提出後、事業契約の締結に至るまで、原則として、参加者の構成員の変更は認めない。ただし、市長が特に必要であると認めるときは、この限りではない。

8 参加要件

本プロポーザルの参加要件は、下記の参加要件①～③すべてに該当することとする。

(1) 参加要件①

i 参加申請書の提出期限の期日以前6か月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出していない者であること。

ii 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、手続き開始の決定後、経営事項審査等を受け佐世保市へ入札参加資格審査申請書を再度提出し受理された者は、更生手続きの開始又は再生手続きの開始がなされていない者とみなす。

iii 施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であっても契約締結のために必要な同意を得ている者は、本プロポーザルに参加することができるものとする。

iv 施行令第167条の4第2項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 参加要件②

下記の区分ごとの要件すべてを満たす方

i 設立後の経過期間

| | |
|-------|--------------------|
| 法人 | 登記後1年以上経過している者 |
| 個人事業主 | 営業を開始して1年以上経過している者 |

ii 納税状況

| 区分 | 佐世保市内に本社、本店又は支店等の出先を有する方※ | 左記以外の方 |
|-------|--|-------------------------|
| 法人 | 市税の全税目及び国民健康保険税に滞納がなく、かつ、消費税及び地方消費税に未納がない者 | 法人税と消費税及び地方消費税に未納がない者 |
| 個人事業主 | | 申告所得税と消費税及び地方消費税に未納がない者 |

※佐世保市に納税がない方は、「左記以外の方」の区分となります。

(3) 参加要件③

直近10年間（2015～2025）にSSHS工法（特許公開番号：特開2020-105871 登録番号：特許7161194）でスケートボードパーク整備（エリア面積が1,000㎡以上）に関する実施設計実績及び施工実績を有する者。なお、実績は1つの業務内で一貫して設計～施工までを完了したものには限らない。

※実績について、元請業者として受注していない場合は、元請負業者と直接下請契約を締結し、主要工種または主要部分の設計・施工を主体的に実施した実績を含むものとする。

※実施設計の実績とは、SSHS工法での施工を実現するために平面図、構造図等の各種図面、構造計算書などを発注者に提出した業務を実績とする。図面なく施工をしたものは実施設計の実績には含めることはできない。

9 欠格要件

参加要件①、参加要件②及び参加要件③に該当する方であっても、以下の欠格要件①、欠格要件②又は欠格要件③のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルに参加できません。

(1) 欠格要件①

- i 佐世保市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止措置
- ii 佐世保市が行う各種契約等からの暴力団排除要綱に基づく各種契約等からの排除措置に基づく指名除外措置
- iii 佐世保市建設工事暴力団対策要綱に基づく指名除外措置
- iv 佐世保市物品調達暴力団排除要綱に基づく指名除外措置
- v 下請代金等の未払い業者等に対する入札参加規制に関する事務処理要領（平成25年4月1日施行）に基づく入札参加規制

(2) 欠格要件②

- i 審査委員会の委員が、提案者の役員や顧問等、経営又は運営に関与している。
- ii 審査委員会の委員が、提案者となる学術機関や研究室等に所属している。
- iii 審査委員会の委員が、提案者と資本的関係又は人的関係（基幹要綱第10条第1項に規定する資本的関係又は人的関係をいう。）を有している。
- iv 審査委員会の委員が、提案者と利害関係がある。（佐世保市が利害関係があると判断した場合を含む。）

(3) 欠格要件③

- i 参加申請書の提出期限の期日以前6か月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出している者
- ii 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者。ただし、会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、手続き開始の決定後、経営事項審査等を受け佐世保市へ入札参加資格審査申請書を再度提出し受理された者は、更生手続きの開始又は再生手続きの開始がなされていない者とみなす。
- iii 施行令第167条の4第1項各号の規定に該当する者。ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であっても契約締結のために必要な同意を得ている者は、本プロポーザルに参加することができるものとする。
- iv 施行令第167条の4第2項各号の規定に該当する者

10 参加資格の取り消し等

参加認定後に欠格要件に該当することが判明した場合は、参加認定を取り消すものとします。また、受託候補者となった後に欠格要件に該当することが判明した場合は、受託候補者の資格を取り消し、契約を締結しません。

11 提出書類

(1) 参加申請書

要求水準書を確認し、本プロポーザルに参加を希望される方は、下記の期限までに別紙1参加申請書を提出してください。参加申請書の提出がない場合は、提案書の提出及びプレゼンテーションへの参加はできません。

- i 提出期限は令和7年10月28日（火）17時00分（必着）までとします。
- ii 持参又は郵送（配達記録のあるもの）で提出してください。（メール不可）
- iii 提出先は本通知の巻末を参照してください。

(2) 参加要件を満たすことを証明する書類

本件は、参加要件を事前審査する「事前審査型」とします。

佐世保市に業者登録がない方（JVの場合は構成員含む）は、参加要件を満たすことを証明する書類として、i ii の書類を（佐世保市に業者登録がある方は提出の必要はありません。）提出してください。iii、ivの書類は全員提出してください。

i 設立後の経過期間を証明する証明書

| | |
|-------|------------------------|
| 法人 | 法務局発行の登記日が記載された登記事項証明書 |
| 個人事業主 | 申請日が属する年度の前年度の確定申告書類 |

ii 下記の区分に応じた納税に未納、滞納がないことを証明する証明書

| | | |
|-----------|--|---|
| 法人 | 佐世保市発行の 「市税に滞納がない証明書」 及び | 税務署発行の 「様式その3の3（法人税及び消費税及び地方消費税に未納がない証明書）」 |
| 個人 事業主 | 税務署発行の 「様式その3（消費税及び地方消費税に未納がない証明書）」 | 税務署発行の 「様式その3の2（申告所得税及び消費税及び地方消費税に未納がない証明書）」 |

iii 国、都道府県、市町村、独立行政法人または民間事業者が発注した事業に関与した実績が分かる契約書の写し。元請企業と直接契約した場合は、元請との契約書の写し及び主要な工程・工種に関与したことがわかる施工体系図等の資料

※受託実績については、本社や支店の実績も含まれます。

iv SSHS工法について設計・施工を実施したことを証明する資料（特許権者の証明、発注者の証明、SSHS工法等が記載されているコリNZ等の資料）

v 提出期限は令和7年10月28日（火）17時00分（必着）までとします。

12 提案者の認定

提案者としての認定通知は、令和7年11月4日（火）17時00分までにメールにより個別に通知します。

13 提案書の提出等

認定通知を受けた提案者は、下記の要領にて提案書を作成し、期限までに提出してください。なお、提案書及び添付資料の作成に必要な経費は提案者負担とします。また、審査後、提案書の返却は致しません。

i 提案書の様式及び添付資料の綴り方等は別紙2のとおりとします。

ii 提案書の内容は、別紙7のとおりとします。

iii 提出期限は令和7年11月12日（水）17時00分（必着）までとします。

iv 持参又は郵送（配送記録があるもの）で提出してください（メール不可）。

v 提案書に、業務に係る見積書及びその内訳書（任意様式。業務の工程ごとにかかる費用等の内訳が記載されたもの。）を添付してください。

14 辞退

提案者となった後に本プロポーザルを辞退する場合は、下記の期限までに、別紙辞退届を提出してください。（メールで可。ただし、送付したことを電話にて連絡してください。）

辞退届提出期限：令和7年11月12日（水）17時00分（必着）までとします。

- 15 プレゼンテーション開催日等
日時：令和7年11月18日（火）予定 時間は別途通知します。
場所：佐世保市役所4階第4委員会室（予定）
- i プレゼンテーションは提案者ごとに行いますので、提案者の方は、「来庁時間通知書」に示す控室入室時間に控室までお越しください。
 - ii プレゼンテーションへの参加人数は4人までとします。
 - iii プレゼンテーションに必要な資機材のうち、下記の資機材は佐世保市で用意します。

PC、プロジェクター、スクリーン
※事前にデータを佐世保市指定のセキュアファイル交換サービスでファイルを送信してください。URLは個別にメールします。

- 16 要求水準書及び本通知への質問
- i 質問がある場合は、令和7年10月14日（火）17時00分（必着）までに別紙質問書をメールにて送付してください。期日以後の質問は受け付けません。
 - ii 質問回答は、令和7年10月21日（火）17時00分までに佐世保市役所ホームページ（資料掲載と同一ページ内）に掲載いたします。個別の通知は行いません。
 - iii 本プロポーザルに係る現場説明は行いません。必要な場合は、提案者が現地確認を行い、市が質問に回答することで必要な説明を行うものとします。なお、計画地は、工事中であるため計画地内での確認はできません。

- 17 プロポーザルに係る全体スケジュール
別紙3のとおりとします。

- 18 審査基準
- i 審査項目及び配点は別紙4のとおりとします。
※委員1名あたり100点（合計点：100点×8名＝800点）
 - ii 適正基準点は480点とし、適正基準点未満の場合は受託候補者としません。
 - iii 別紙5に示す審査項目において、「評価レベル1」以下と評価された審査項目が1つでもあった場合は、原則失格とします。
 - iv 適正基準点以上であっても、各委員の採点において6割未満の採点を行った委員が1人でもいる場合は、受託候補者としません。
 - v 上記iii又はivに該当する場合であっても審査委員会において審議し業務履行能力等に問題がないと判断された場合は、その者を受託候補者とするものとします。

19 採点方法

(1) 通常の採点

別紙5に示す算式及び乗率により算出し、審査委員全員の合計点のうち、最も高位の方（以下「最高得点者」という。）を受託候補者とします。ただし、下記「特例による採点」の基準に合致した場合は、これに示す方法により、受託候補者を決定します。

(2) 特例による採点

最高得点者と順位点の合計（各委員が該当する提案者につけた順位の数合計をいう。）が最も低位の者とが一致しない場合（この場合の最高得点者と順位点の合計が最も低位な者を、以下「ねじれの対象者」という。）は、下記の「特例による採点方法」により受託候補者の決定を行います。

（特例による採点方法）

ねじれの対象者について、それぞれの委員点の最高得点及び最低得点を除いた委員の得点を合計し、最高得点となった方を受託候補者とします。

20 同点となった場合の取り扱い

(1) 通常の採点により同点となった場合

i 順位点の合計（各委員が該当する提案者につけた順位の数合計をいう。）が最も少ない方を受託候補者とします。

ii iによっても同点となる場合は、評価レベル5の数が多い方を受託候補者とします。これによっても同点の場合は評価レベル4の数、これによっても同点の場合は評価レベル3の数により決定します。なお、評価レベル3によっても同点の場合はくじにより決定します。

(2) 特例による採点により同点となった場合

評価レベル5の数が多い方を受託候補者とします。これによっても同点の場合は評価レベル4の数、これによっても同点の場合は評価レベル3の数により決定します。なお、評価レベル3によっても同点の場合はくじにより決定します。

21 次点候補者の繰り上げ

受託候補者が契約を締結しなかった場合は、一回に限り、次点となった方を受託候補者とするものとします。ただし、次点となった方が適正基準点未満であった場合は繰り上げを行わないものとします。

22 提案者が一者の場合の取り扱い

提案者が一者の場合は、プレゼンテーションを中止する場合があります。

23 受託候補者への通知

令和7年11月28日（金）17時00分までにメールにより通知します。なお、受託候補者に選定されなかった方へは通知をいたしませんのでご了承ください。

24 最終提案書

受託候補者となられた方は佐世保市担当者と協議を行い、協議内容を反映した最終提案書を作成してください。なお、最終提案書の提出期限は、協議時に佐世保市担当者から通知します。

25 契約の締結

最終提案書の提出後の翌日から起算して5日以内（佐世保市の休日を定める条例（平成2年条例第22号）第1条第1項各号に規定する市の休日を含まない）に契約締結を行います。ただし、契約締結には、下記の契約保証金の納付、又は契約保証金の免除の要件のいずれかを満たす必要があります。

26 契約保証金

i 契約保証金について

契約の締結には契約保証金が必要です。契約保証金は、最終提案書の提出後の翌日から起算して5日以内（佐世保市の休日を定める条例（平成2年条例第22号）第1条第1項各号に規定する市の休日を含まない）に、佐世保市が発行した納付書により納付してください。

なお、下記の契約保証金の免除の要件に該当する場合は、契約保証金の免除をすることができますので、ご希望の方は佐世保市担当者へ申し出てください。

ii 契約保証金の免除について

下記に該当する場合は契約保証金を免除します。契約保証金の免除を希望される方は、最終提案書の提出後の翌日から起算して5日以内（佐世保市の休日を定める条例（平成2年条例第22号）第1条第1項各号に規定する市の休日を含まない）に下記の要件のいずれかを満たすことを証明する書類（保険証書又は契約書の写し）を提出してください。

① 実績による免除の場合の要件

下記の要件すべてを満たすことが必要です。

ア 過去2箇年の間（長期継続契約は、佐世保市長期継続契約を締結することができる契約の事務に関する要綱別表に定める期間、債務負担行為に基づく複数年契約は、実績となる契約に設定した債務負担行為の期間）に地方公共団体、独立行政法人又は国（公社及び公団を含む。）と種類及び規模（規模については、長期継続契約における履行済期間を含む。）を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。（いくつかの契約を合計して同額以上となるものは認められません。）

イ 上記履行実績を証明する書類（契約書等の写し）を提出できること。

② 履行保証保険への加入による免除の場合の要件

下記の要件すべてを満たすことが必要です。

ア 保険金の受取人を佐世保市長とすること。

イ 保険金が、契約総額（消費税及び地方消費税を含む。）の10%以上であること。

ウ 保険証書の原本を佐世保市へ提出すること。

※履行保証保険は民間の損害保険ですので、佐世保市での斡旋等は行っておりません。加入方法等については損害保険会社へ直接問い合わせてください。

27 その他

i 上記に記載していない事項であっても、佐世保市の判断により問題があると判断した場合は参加資格の取り消しや、契約を締結しない場合があります。

ii 本市に提出したプロポーザルに係る資料等や採点結果は、佐世保市情報公開条例に照らし合わせ、申請人に不利益となる情報とならないと判断した場合、必要に応じて公開する場合があります。

以 上

お問い合わせ先・提出先

佐世保市文化スポーツ部スポーツ振興課

担当者 井手・田中

住所 〒857-8585 佐世保市八幡町1-10

TEL 0956-24-1111 (内線) 3133

FAX 0956-25-9682

Mail sports@city.sasebo.lg.jp